

出張所管内(国道45号東松島市～登米市津山町・国道108号石巻市)の国道に関する話題をお伝えします。

## 民有地の樹木の管理をお願いします ～ 道路にはみ出している樹木、枯れている木等の剪定・伐採を ～

民有地から樹木が道路や歩道にはみ出していると歩行者や車両通行の支障となり、次のような危険があります。

- ★ 歩行者の歩道通行中の怪我や、倒木が歩道をふさいで車道を通行したことによる交通事故の発生
- ★ 走行中の車両と枝などが接触したことによる、車両の損傷
- ★ 道路標識が樹木で隠れ、安全運転の妨げとなったことによる交通事故の発生
- ★ 樹木に雪が積もりその重みで道路に倒れたことによる、走行中の車両との衝突

道路や歩道へのはみ出しだけでなく、枯れたり傾いている場合も風や雪で倒れる危険があります。被害が発生した場合は樹木の所有者が損害賠償等の責任を問われる場合もありますので、伐採や剪定を行い適切な管理をお願いいたします。



### 【注意】 伐採・剪定を行う前に連絡を!!

作業をする際は危険が及ばないように交通規制をしたり、斜面から石などが道路上に転がり落ちないように、防護処置をお願いいたします。  
作業される前には、下記までご連絡をお願いいたします。

◆-----◆  
石巻国道維持出張所 TEL 0225-95-5237

■ 国道45号:東松島市、石巻市、登米市

■ 国道108号:石巻市